

瀬戸内市クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策を強化するために、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。

瀬戸内市では、熱中症による健康被害を防止し、市民等の生命と健康を守るため、公共・民間を問わず、市内の施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

については、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1)各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内表示の掲示
 - (2)クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (3)休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (4)冷房施設の適切な管理
 - (5)利用状況の報告

(申込資格)

- 3 申込資格は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1)適当な冷房施設を有する施設
 - (2)市民等、誰もが利用することができる場所を開放することができる施設

(施設運用期間)

- 4 施設の運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(募集期間)

- 5 クーリングシェルター指定への申し込みは随時受け付けます。

(申込方法)

- 6 別紙「瀬戸内市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申出書」に必要事

項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、瀬戸内市健康長寿課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 「瀬戸内市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申出書」提出後の流れは次のとおりとなります。

- (1)市と施設管理者間で協定内容の協議
- (2)協定の締結
- (3)クーリングシェルター施設情報の公表（市ウェブサイト）
- (4)クーリングシェルターの運用開始

(その他)

8 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

申込・問合せ先

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

瀬戸内市 健康福祉部 健康長寿課

TEL: 0869-24-8031

FAX: 0869-24-8840

Email : kenkou@city.setouchi.lg.jp